

2018年11月22日

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部
神奈川県済生会横浜市東部病院
院長 三角 隆彦

**社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部神奈川県済生会横浜市東部病院
食堂運営事業者募集要項**

1. 目的

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部神奈川県済生会横浜市東部病院（以下「当院」という。）は、利用者のサービス向上と、職員の利便性向上を目的として、一般食堂及び職員食堂（以下「食堂」という。）を運営できる事業者（以下「運営事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定する手続き等について必要な事項を定める。

2. 公募期間及び提出書類配布方法

（１） 公募期間

 a) 参加申込期間

 2018年11月26日（月）から 2018年12月5日（水）

 b) 企画提案書類提出期間

 2018年11月26日（月）から 2018年12月17日（月）

（２） 提出書類配布方法

 下記の場所にて配布する。なお、配布期間は2018年12月5日（水）12:00まで。

 当院 総務課 総務室

 〒230-8765 横浜市鶴見区下末吉3丁目6番1号

 電話：045-576-3000 ファックス：045-576-3525

 メール：koubo2018001@tobu.saiseikai.or.jp

3. 現場説明会

 参加希望者に対して現場説明会を下記のとおり実施する。

（１） 日時

 日程の詳細は別途通知する。

（２） 内容

 運営事業場所の調査・確認を行う。

（３） 申込方法

 申込希望者は2018年12月5日（水）12:00までに会社名、担当者名、参加人数（3名を上限とする）を2.（2）の担当部署までメールにて連絡のこと。

 送信の際はメールタイトルを「食堂運営事業 現場説明会申込み（会社名）」とする。

4. 事業概要

- (1) 事業名
済生会横浜市東部病院 食堂運営事業
- (2) 事業内容
一般用及び職員用の食堂の運営を行う。
- (3) 予定事業期間
2019年4月1日 から 2024年3月31日（5年契約）
- (4) 事業運営場所
横浜市鶴見区下末吉3丁目6番1号（当院3F）

5. 参加資格要件

次の事項に定める要件をすべて満たす法人とする。

- (1) 病院施設内での運営を行うのに相応しい資力、信用、能力等を有する者。
- (2) 2015年4月1日以降に、次の各号の一に該当しない者。
 - a) 契約の履行に関して不正の行為をした者。
 - b) 競争入札またはせり売りにおいて、その公正な競争の執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
 - c) 落札者が契約を結ぶことまたは契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - d) 監督または検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者。
 - e) 正当な理由がなく、契約を履行しなかった者。
 - f) 契約に関する調査にあたり、虚偽の申し出をした者。
- (3) 事業の運営に関し法律上必要な資格、免許等を有する者を従事させることができる者。
- (4) 2015年4月1日以降に、食品衛生法等関係法令等に基づく行政処分を受けていない者。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続きをしていない者。
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に定義する者）が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、または、実質的に経営等に関与している団体でないこと（暴力団の構成員でなくなった日から、5年を経過しない者の統制の下にない団体等）。

6. 提出書類

本プロポーザルに参加する場合は、本要項を熟読の上、次の書類を提出すること。

- (1) 参加申込書（様式1） 1部
 - (2) 応募者概要説明書（様式2） 1部
 - (3) 企画提案書（様式3） 16部
 - (4) 契約実績一覧（任意様式） 1部
 - (5) 添付書類 各1部
 - a) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
 - b) 納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税、法人県民税、法人事業税の納税証明）
 - c) 財務諸表類（過去3年分の貸借対照表、損益計算書）
- ※ a)、b) の証明書は提出日前3ヶ月以内に発行されたもの。

7. 書類作成上の注意

- (1) 提出書類の規格はA4とする（証明書等でA4よりも小さいものについてはA4の用紙に貼付する）。
- (2) 企画提案書は10ページ以内に簡潔に記載するメニュー、パンフレット等の資料は枚数に含まないが必要最小限とすること。

8. 提出先

- 2.(2)と同じ。

9. 提出方法及び期限

- 2.(1)の各期限日までに、持参または郵送（簡易書留）により提出する。

- a)の期間に提出する書類は6.(1)(2)(4)(5)

- b)の期間に提出する書類は6.(3)

持参の場合は平日の午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は提出期限に必着のこと。

10. 質問及び回答

質問は、質問書（様式4）を提出すること。口頭による質問は受け付けない。

(1) 質問書の提出

- a) 提出期間： 2018年12月10日（月）午後5時

- b) 提出先メールアドレス： 2.(2)と同じ(koubo2018001@tobu.saiseikai.or.jp)。

- c) 提出方法： 電子メールのみの受付とし、持参・郵送は不可とする。
送信の際はメールタイトルを「食堂運営事業 質問書（会社名）」とする。

(2) 質問書の回答

質問に対する回答は2018年12月12日（水）までに参加者全員に電子メールで通知する。

なお、質問の回答は本要項等の追加または修正とみなす。

11. プレゼンテーション

(1) プレゼンテーション実施

2018年12月に、当院の食堂運営事業者選定プロジェクト（以下「PJ」という。）に対しプレゼンテーションを行う。なお、プレゼンテーションの出席者は3名以内とする（日程の詳細は別途通知する）。提案者多数の場合、本要項12.(2)選定評価基準による書類審査を行うことがある。この場合、対象とならなかった事業者に対してはその旨を通知する。

(2) プレゼンテーション内容

本要項6.(3)企画提案書の内容について、具体的に説明をすること。説明には、提出済みの資料を用いること。なお、PC及びプロジェクターを用いた説明も可とするが、PCについては、提案者で持参するものとする（プロジェクター、スクリーン及び電源は当院で用意する）。

(3) プレゼンテーション時間

30分以内を目安とする。なお、プレゼンテーション後に質疑応答を15分程度予定している。

(4) 運営事業者決定

書類及びプレゼンテーション結果等について総合的に評価を行い、最も高得点を獲得した者を優先交渉権者として契約の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調となった時は、順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

(5) 選定結果通知

2019年1月中旬に文書で通知する。

また、書類審査及びプレゼンテーションは非公開で行い、審査過程などに関する問い合わせや異議には一切応じない。

12. 優先交渉権者の決定

(1) 提案内容の審査

企画提案書の内容について、P J が以下に示す選定評価基準に従って評価し、合計得点の最も高い提案者を優先交渉権者として選定する。ただし、合計得点が総得点の70%に満たない企画提案は採用しない。なお、合計得点の最も高い企画提案が2以上あるときは企画提案能力の評価が高い方とし企画提案能力が同点の場合はP J リーダーに決定を一任する。

(2) 選定評価基準

審査項目	内容	配点
運営に対する考え方	店舗設置目的を理解し、利用者のニーズに合致したコンセプトとなっているか。	10
遂行能力	・ 病院における同種業務の実績は十分か。 ・ 経営状態が健全で、経営の安定性は十分か。	15
事務処理能力	・ 従業員の人員、配置、経験等が、業務遂行上適切な体制となっているか。 ・ 営業日、営業時間は要求水準を満たしているか。 ・ 当院のイベントや大規模災害時における協力体制は十分か。 ・ 事故防止対策が整備され、対応が速やかに行えるか。 ・ 従業員の教育体制は十分か。 ・ 衛生管理体制は整っているか。	25
企画提案能力	・ 商品、サービス構成は魅力的で当院のニーズに合っているか。 ・ 利用者の利用促進や満足度向上、職員の福利厚生につながる取り組みがあるか。 ・ 食事時間が十分に確保できない等、食堂を利用することが困難な職員への提供方法に対する提案があるか。 ・ より高い品質を確保したうえで、できるだけ利用しやすい低廉な価格の提案があるか。	50

13. 内定の取消

次の場合は内定を取り消す。また、内定の取消により損害が生じても当院はその責めを一切負わない。

- (1) 契約締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合。
- (2) 不正行為（提出書類に虚偽の記載があった場合等）が認められた場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (4) 事業開始までの間に諸般の事情変化等により企画提案した事業の運営が確実に履行されないと当院が判断した時。
- (5) 著しく社会的信用を損なう行為等により、運営事業者として相応しくないと当院が判断した時。

14. その他留意事項

- (1) 提出された書類について、提出後の追加及び変更は認めない。
- (2) 提出された書類の内容については、当該運営事業者選定以外に利用しない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 書類の作成、提出に関する一切の費用は参加者の負担とする。
- (5) 書類の内容に関して、確認または問合せを行う場合がある。
- (6) 当該募集要項の配布から選定結果通知までの間、当院及びP J に対する営業活動を禁止する。

15. 運営事業に関する条件

- (1) 事業施設の概要

施設	設置場所	面積	備考
一般食堂	3階	144㎡	面積に厨房は含まず
職員食堂	3階	360㎡	面積に厨房は含まず
厨房	3階	95㎡	一般・職員共通の厨房

- (2) 契約等について

- a) 契約期間は3(3)に記載のとおりとする。
- b) 契約等に関しては、当院と運営事業者との間で業務委託契約を締結する。

- (3) 営業時間について

営業時間等は次表のとおりとするが、営業日数及び営業時間は各社提案を可能とする。

施設	区分	営業時間	現在の運用
一般食堂	診療日	08:00から10:00まで 11:00から17:00まで	年末年始の一部を除き、原則無休
	土・日・祝日	11:00から15:00まで	
職員食堂		11:00から19:00まで	年末年始の一部を除き、原則無休

- (4) 食堂の営業内容に関する条件

- a) 提供メニュー

メニュー構成は運営事業者の提案によるものとする。なお、メニューにはカロリー、塩分、アレルギー等に関する表示をすること。

- b) 取扱禁止商品

酒類、その他当院が適さないと判断する商品は取り扱いわないこと。

- c) 提供方式

フルサービス、セルフサービス等、提供方法は運営事業者の提案によるものとする。ただし、身体の不自由な利用者に対する配慮や工夫をすること。

- d) 提供価格

より高品質を確保したうえで、できる限り利用しやすい低廉な価格を提案すること。

(5) 経費負担に関する条件

a) 運営事業者の費用負担区分

項 目	備 考
管理費	人件費及び事務費等
食材料費	
室内改修工事	当院との事前協議を必要とする
契約満了時の原形復旧	
電気設備 2 次側部分	
調理道具、食器類	当院が食堂厨房機器を無償貸与、管理は運営事業者（修理費等は別途協議）とする
職員食堂会計システム	プリペイドカードシステム等
一般食堂備品類	テーブル、椅子等
事務用機器等	
通信設備、通信費	内線電話は当院の設備とする
廃棄物処理費	
清掃業務費	厨房及び一般食堂部分
店舗及び店舗設備等の汚損、破損対応経費	軽微及び運営事業者の故意・過失によるもの 運営事業者が設置したもの
防虫・防鼠・消毒等衛生管理費	

b) 当院の費用負担区分

項 目	備 考
光熱水費（一般食堂・職員食堂・厨房部分）	
一般放送設備	非常放送含む
消防設備	自動火災報知機、非常灯、誘導灯等
職員食堂備品類	食器、テーブル、椅子等

(6) 運営に関する条件

- a) 運営及び診療に影響を及ぼす可能性のある事項は、当院と事前協議を行い、許可を得ること。
- b) 営業に必要な関係法令等に基づく許認可等は、運営事業者が自己の負担で取得すること。
- c) 賃貸した部分については善良なる管理者の注意をもって管理すること。また、第三者に転貸すること及び担保に供することはできない。ただし、運営事業者のフランチャイズ契約等に基づき当院の承認を受けた場合はこの限りではない。
- d) 店舗内は全面禁煙とし、利用者に対する禁煙表示を行うこと。
- e) 停電等の設備点検、防災訓練等、当院主催のイベントに協力要請があった場合は全面的に協力すること。
- f) 食品衛生法、労働安全衛生法等の関係法令を順守し、衛生管理、感染対策管理、健康管理等を徹底すること。
- g) 運営に伴い発生する廃棄物（食品残渣、一般廃棄物、産業廃棄物等）は運営事業者の責任において適正に処理すること。
- h) 事業実施施設及びその周辺を清潔に保ち、美観、衛生環境を損なわないよう清掃等の維持管理を行うこと。

- i) 従業員には病院内の業務であることを自覚させ、清潔感ある身なりで業務にあたるとともに利用者に対し癒しのある接客対応に努めること。
- j) 利用者からの要望、苦情に対しては誠意を持って対応すること。
- k) 災害発生時は商品が無償で提供する等、災害時医療活動に全面的に協力すること。
- l) 事業を運営するにあたり、当院または第三者に損害を与えたときはその損害を補償すること。
- m) 法令上の必要性が生じた場合、医療提供上の必要性が生じた場合、及び、当院または運営事業者の重大な信用失墜行為等が生じた場合は、契約を解除することができる。
- n) 契約期間が満了する前に契約を解除しようとする場合は、解除日の6ヶ月以上前までに書面により通知すること。なお、原形復旧は運営事業者負担とする。
- o) 事業撤退の際は、当院及び次の運営事業者に全面的に協力し、責任をもって引き継ぐこと。
- p) 契約書に記載のない事項については協議のうえ決定する。

厨房機器一覧（無償貸与分）

品名	規格	数量	メーカー	購入年
殺菌庫	FSCD6060B	1台	フジマック	2007年3月
冷凍庫	FRF1280H3	1台	フジマック	2007年3月
検食用冷凍庫	SD-316	1台	フジマック	2007年3月
冷蔵庫	FR7680H	2台	フジマック	2007年3月
冷蔵庫	FR1580H	1台	フジマック	2007年3月
コンビオープン	FSCC101	1台	フジマック	2007年3月
IHローレンジ	FICL05A	2台	フジマック	2007年3月
IHローレンジ	600×600×450	1台	フジマック	2007年3月
IHテーブル	FIC907510T	1台	フジマック	2007年3月
IHテーブル	FIC127515T	1台	フジマック	2007年3月
コールドテーブル	FRT1275CAF	1台	フジマック	2007年3月
コールドテーブル	FRT1260CA	1台	フジマック	2007年3月
コールドテーブル	FRT1260CAF	1台	フジマック	2007年3月
コールドユニット	1200×750×1700	1台	フジマック	2007年3月
ガス自動炊飯器	FRC21F	1台	フジマック	2007年3月
電気ゆで麺器	FENB456004	3台	フジマック	2007年3月
電気消毒保管庫	FEDBW40	1台	フジマック	2007年3月
コンベアタイプ洗浄機	K200PYC	1台	マイコ	2007年3月
アイスメーカー	SIM-S88	1台	三洋電機	2007年3月
アイスメーカー	SIM-S68U	1台	三洋電機	2007年3月
温蔵庫	FWC75802	1台	フジマック	2007年3月
ウォーマーテーブル	1200×750×850	1台	フジマック	2007年3月
電気フライヤー	FDFS186D	2台	フジマック	2007年3月
ジュースディスペンサー	DS-10W	1台	エフ・エム・アイ	2007年3月
コーヒーマーカー	CDBC35	1台	BUNN	2007年3月
サラダバー	2100×1100×850	1台	フジマック	2007年3月
ティーサーバー	BHF11TY	2台	富士電機	2007年3月
ピザオープン	TJ-D400	1台	フジマック	2007年3月